



重要！

全ての自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用

今までは13未満の子供が対象でしたが、法律改正により、
全年齢が対象になります

令和4年4月27日に公布された「道路交通法の一部を改正する法律」により、全ての自転車利用者に対して乗車用ヘルメットの着用義務を課することとされ、令和5年4月1日に施行されることとなっています。



**大人も子供も自転車に乗るときは
ヘルメットを着用しましょう！**

自転車ヘルメットの効果について
の実験動画を紹介しています
(製作：島根県警察本部交通部交通企画課)



自転車乗車用ヘルメットに関するQ&A

Q どのようなヘルメットを選べばいいのでしょうか？

A 自転車乗車用ヘルメットには、規格や形状について法律上の規定はなく、警察において特定のメーカーのものの使用を勧めることはありません。
自転車乗車用として販売されており、安全性の基準を満たし、頭部を保護するものを選んでください。

Q ヘルメットを購入する際、助成制度などありますか？

A 島根県交通安全協会で購入助成事業を行っています。
詳しくは、島根県交通安全協会（0852-36-6366）へお問い合わせ下さい。

交通事故の発生状況

令和5年2月末日現在(速報値)

※（ ）内は前年同期比

		発生件数	死者数	負傷者数
島根県内		133件 (+8)	5人 (+3)	142人 (+6)
松江市内	松江署管内 (高速道路を除く)	65件 (+27)	2人 (+1)	71人 (+28)

～交通事故防止しじみ運動の推進～

- 運転者は
「しっかり・じっくり・みて運転」
- 歩行者は
「しっかり・じっくり・みて横断」
反射材や早めのライト点灯で
「しっかり・じぶんを・みせる」
- 高齢者は子どもの見本に
「シニアは・ジュニアの・みほん」

しじみ通信は、
県警ホームページ内の松江署の
ページからも、閲覧できます。

